

## 【問い合わせ先】

地方独立行政法人大阪府立病院機構 本部事務局

次長兼総務マネージャー：伊庭 06-6809-5309

## 大阪母子医療センターのハラスメント事案に関する職員の処分について

令和6年11月1日付けで「大阪母子医療センターのハラスメント事案に関する調査委員会」から調査報告書が提出され、幹部職員によるパワーハラスメントと不適切な行為が認定されました。  
〔令和6年11月7日、報道提供済〕

認定された行為等について関係職員へのヒアリングを実施し、本日、職員3名に対し懲戒処分等を行いました。なお、行為者本人については、懲戒処分も含め検討しておりましたが、令和6年11月30日付けで退職したため処分は執行していません。

職員3名に対する処分等の概要については、以下のとおりです。

処分等内容	対象者	概要
戒告	母子医療センター 部長級職員（技術）75歳 部長級職員（技術）68歳	・ 部下職員によるパワーハラスメントについて、実態を認識しうる状況にあった、状況の改善を要望されていたにもかかわらず、適切な対応を行わなかった。 ・ 調査報告書受領後の迅速かつ適切な対応を行わなかった。
所属長注意	本部事務局 次長級職員（事務）59歳	・ コンプライアンス要綱第17条第2項の規定に違反し、公益通報の調査結果及び是正措置等の概要をホームページに掲載しなかった。

※「所属長注意」は懲戒処分ではなく、服務規律の厳正を期するよう注意を行うもの。

## 【理事長コメント】

本機構においてハラスメントが起こったことは誠に遺憾であり、改めて、辛い思いや不快な思いなどをされた皆様方にお詫び申し上げます。

ハラスメントは、個人の尊厳を傷つけ、働く人の仕事への意欲・自信を失わせるとともに、職場秩序の乱れや業務への支障を与える等、大きな弊害を招く行為であり、決して許されるものではありません。

職員一人ひとりがハラスメントについての理解を深めるとともに、「ハラスメントを起こさない、起こさせない」ことを意識して、風通しの良い職場環境づくりに努め、患者の皆さんにより良い医療を提供することで、患者・府民の皆様の信頼回復に努めてまいります。